

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区芝浦四丁目5番4号
 トーセイ・リート投資法人
 代表者名 執行役員

大河内幸貴
 (コード番号: 3451)

資産運用会社名

トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 塚田 良之
 問合せ先 REIT運用本部財務企画部長 宮石 啓司
 (TEL. 03-5439-8721)

(訂正)「2024年10月期 決算短信 (REIT)」及び
 「第20期 決算・運用状況のご報告 (資産運用報告)」の一部訂正に関するお知らせ

トーセイ・リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、2024年12月16日に公表した「2024年10月期 決算短信 (REIT)」及び2025年1月8日に発送した「第20期 決算・運用状況のご報告 (資産運用報告)」において、一部内容に誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

1. 「2024年10月期 決算短信 (REIT)」の訂正箇所

(1) 11頁「(4) 金銭の分配に係る計算書」の下線部分

<訂正前>

(単位: 円)

項目	前期 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当期 (自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)
I 当期未処分利益	1,506,937,002	<u>1,536,848,672</u>
II 分配金の額 (投資口1口当たり分配金の額)	1,386,107,310 (3,682)	1,415,847,255 (3,761)
III 次期繰越利益	120,829,692	<u>121,001,417</u>
分配金の額の算出方法	上記のとおり、当期の投資口1口当たり分配金は、3,682円としております。 利益分配金(利益超過分配金は含みません。)については、税制の特例(租税特別措置法第67条の15第1項)の適用により、利益分配金の最大額が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの利益分配金が1円未満となる端数部分を除いた、投信法第136条第1項に定める利益のうち当期純利益から成る部分の金額の概ね全額を分配することとし、この結果、投資口1口当たり利益分配金(利益超過分配金は含みません。)を3,682円としました。	上記のとおり、当期の投資口1口当たり分配金は、3,761円としております。 利益分配金(利益超過分配金は含みません。)については、税制の特例(租税特別措置法第67条の15第1項)の適用により、利益分配金の最大額が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの利益分配金が1円未満となる端数部分を除いた、投信法第136条第1項に定める利益のうち当期純利益から成る部分の金額の概ね全額を分配することとし、この結果、投資口1口当たり利益分配金(利益超過分配金は含みません。)を3,761円としました。

<訂正後>

(単位：円)

項目	前期 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当期 (自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)
I 当期末処分利益	1,506,937,002	<u>1,536,848,673</u>
II 分配金の額 (投資口1口当たり分配金の額)	1,386,107,310 (3,682)	1,415,847,255 (3,761)
III 次期繰越利益	120,829,692	<u>121,001,418</u>
分配金の額の算出方法	<p>上記のとおり、当期の投資口1口当たり分配金は、3,682円としております。</p> <p>利益分配金(利益超過分配金は含みません。)については、税制の特例(租税特別措置法第67条の15第1項)の適用により、利益分配金の最大額が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの利益分配金が1円未満となる端数部分を除いた、投信法第136条第1項に定める利益のうち当期純利益から成る部分の金額の概ね全額を分配することとし、この結果、投資口1口当たり利益分配金(利益超過分配金は含みません。)を3,682円としました。</p>	<p>上記のとおり、当期の投資口1口当たり分配金は、3,761円としております。</p> <p>利益分配金(利益超過分配金は含みません。)については、税制の特例(租税特別措置法第67条の15第1項)の適用により、利益分配金の最大額が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの利益分配金が1円未満となる端数部分を除いた、投信法第136条第1項に定める利益のうち当期純利益から成る部分の金額の概ね全額を分配することとし、この結果、投資口1口当たり利益分配金(利益超過分配金は含みません。)を3,761円としました。</p>

2. 「第 20 期 決算・運用状況のご報告（資産運用報告）」の訂正箇所

(1) 46頁「VI. 金銭の分配に係る計算書」の下線部分

<訂正前>

(単位：円)

項目	前期 (自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 4 月 30 日)	当期 (自 2024 年 5 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日)
I 当期末処分利益	1,506,937,002	<u>1,536,848,672</u>
II 分配金の額 (投資口 1 口当たり分配金の額)	1,386,107,310 (3,682)	1,415,847,255 (3,761)
III 次期繰越利益	120,829,692	<u>121,001,417</u>
分配金の額の算出方法	<p>上記のとおり、当期の投資口 1 口当たり分配金は、3,682 円としております。</p> <p>利益分配金(利益超過分配金は含みません。)については、税制の特例(租税特別措置法第 67 条の 15 第 1 項)の適用により、利益分配金の最大額が損金算入されることを企図して、投資口 1 口当たりの利益分配金が 1 円未満となる端数部分を除いた、投信法第 136 条第 1 項に定める利益のうち当期純利益から成る部分の金額の概ね全額を分配することとし、この結果、投資口 1 口当たり利益分配金(利益超過分配金は含みません。)を 3,682 円としました。</p>	<p>上記のとおり、当期の投資口 1 口当たり分配金は、3,761 円としております。</p> <p>利益分配金(利益超過分配金は含みません。)については、税制の特例(租税特別措置法第 67 条の 15 第 1 項)の適用により、利益分配金の最大額が損金算入されることを企図して、投資口 1 口当たりの利益分配金が 1 円未満となる端数部分を除いた、投信法第 136 条第 1 項に定める利益のうち当期純利益から成る部分の金額の概ね全額を分配することとし、この結果、投資口 1 口当たり利益分配金(利益超過分配金は含みません。)を 3,761 円としました。</p>

<訂正後>

(単位：円)

項目	前期 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当期 (自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)
I 当期末処分利益	1,506,937,002	<u>1,536,848,673</u>
II 分配金の額 (投資口1口当たり分配金の額)	1,386,107,310 (3,682)	1,415,847,255 (3,761)
III 次期繰越利益	120,829,692	<u>121,001,418</u>
分配金の額の算出方法	<p>上記のとおり、当期の投資口1口当たり分配金は、3,682円としております。</p> <p>利益分配金(利益超過分配金は含みません。)については、税制の特例(租税特別措置法第67条の15第1項)の適用により、利益分配金の最大額が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの利益分配金が1円未満となる端数部分を除いた、投信法第136条第1項に定める利益のうち当期純利益から成る部分の金額の概ね全額を分配することとし、この結果、投資口1口当たり利益分配金(利益超過分配金は含みません。)を3,682円としました。</p>	<p>上記のとおり、当期の投資口1口当たり分配金は、3,761円としております。</p> <p>利益分配金(利益超過分配金は含みません。)については、税制の特例(租税特別措置法第67条の15第1項)の適用により、利益分配金の最大額が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの利益分配金が1円未満となる端数部分を除いた、投信法第136条第1項に定める利益のうち当期純利益から成る部分の金額の概ね全額を分配することとし、この結果、投資口1口当たり利益分配金(利益超過分配金は含みません。)を3,761円としました。</p>

以上

* 本投資法人のホームページ：<https://tosei-reit.co.jp/>